



子どもの読書活動の意義と計画の位置づけ

1 子どもにとっての読書活動の意義

近年の、インターネットやスマートフォン等の新たな情報メディアの発達・普及は、子どもたちの生活習慣や価値観を大きく変えました。そのことにより、幼児期からの読書習慣の未形成などによる「読書離れ」、「活字離れ」などが懸念されています。

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次基本計画)」によると、子どもの不読率(1か月に一冊も本を読まない子どもの割合)は平成29年度で小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%であり、平成24年から中長期的には改善傾向にありますが、高校生の不読率は依然として高い状況にあります。

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、人生100年時代に向けて社会が大きな転換点を迎える中、生涯にわたって読書活動を行うことは、自己の能力を高め、社会で活躍し続けることに役立ちます。そのため、社会全体で読書活動を行う子どもたちを支援し、環境の整備を推進していくことが必要です。



「読書」とは

本の扉を開く自発的な行為としての読書。

読書には、人が生きていく上で大切な魅力あふれるものが隠されています。

読書は、私自身に向きあう機会を与えてくれます。

読書は、他人が私と同じように、かけがえないものであることを教えてくれます。

読書は、人の尊さや愚かさを気付かせてくれます。

読書は、世界には、さまざまな思い、考え、価値観などが存在することを教えてくれます。

読書は、世界に存在している生き物や自然などの大切さを気付かせてくれます。

読書は、さまざまな疑問や悩みに、ヒントや答えを与えてくれます。

読書は、昔のことや、遙か遠くのこと、見ることのできない世界についても教えてくれます。

読書は、読む人のペースにあわせ、何度でも繰り返し振り返ることができます。

読書は、知ることと同時に私たちに感動を与えてくれることもあります。

読書は、テレビやインターネットなどとは異なる楽しさや情報を、日々の暮らしに与えてくれます。

読書は、マルチメディアが発達した情報社会にあっても、人が豊かに生きていく上でなくてはならないものです。

読書は、人の言葉を豊かにし、感性を磨き、創造力を高め、生きる力を与えてくれます。

子どもの発達段階ごとの特徴と必要な働きかけ

【発達段階】 《 読書活動に関わる特徴 》

《 必要な働きかけ 》

妊娠期

乳幼児期
(0～5歳)

- 乳児期は、保護者や周囲の大人からの「語りかけ」を通して心と言葉が生まれ、安心感や信頼感が築かれます。
- 幼児期は、自分の思いを言葉で伝えようとする力が育つ時期です。「絵本」等に興味をもち、お気に入りの本を繰り返し手にするようになります。

- ◇ 家庭では、保護者をはじめ周りの大人が子どもの読書活動の意義や重要性を理解し、語りかけやスキンシップ等とともに、絵本等の読み聞かせをしてあげることが大切です。そして、絵本を読んであげる時は、大人も子どもと一緒に楽しむことが大切です。
- ◇ 「おはなし会^{※1}」等の機会を積極的に活用したり、幼い頃から市民図書館・市民図書室等を一緒に利用したりするなど、子どもが本にふれる機会をできるだけ多くつくってあげることが大切です。

小学生期
(6～12歳)

- 小学校低学年は、保護者等による読み聞かせがまだまだ必要な時期です。少しずつ長文も読めるようになり、興味・関心の広がりに伴い読書の対象も徐々に広がってきます。
- 小学校高学年になると、興味や関心が大きく広がってきます。読む楽しさを知り、自分の目的にあった本を読もうとする子が増えてきます。

- ◇ 家庭では、低学年児に対し引き続き読み聞かせをしてあげるとともに、保護者も読書に親しむようにし、子どもと一緒に家庭での読書活動を楽しむことが大切です。
- ◇ 学校図書館や市民図書館等が子どもにとって利用しやすいものとなるよう、配慮していくことも必要です。
- ◇ 高学年児に対しては、地域の子どもに関わる施設等も活用しながら、本を選択し、読む楽しさを体感できる環境づくりを進めていく必要があります。

中学生・高校生期
(13～18歳)

- 中学生・高校生期では、本のつきあい方がさらに多分野に拡大し、さまざまな悩みや生き方の方向性を求めるなど、質的にも深まりを求めます。
- 一方で、学業や部活動など時間に追われる生活スタイルになるにつれて、読書から離れる傾向がさらに進みやすい時期です。

- ◇ 読書を強制したり、干渉したりするのではなく、一人ひとりの興味や関心にあった「本」との出会いを自ら求め、達成できるよう、周囲の大人はあたたかいまなざしで見守ってあげることが大切です。
- ◇ “かけがえのない一冊”に出会えるよう、保護者の働きかけや、個々の子どもに応じた適切なレファレンスや読書相談、情報提供等が必要で。
- ◇ 忙しい生活の中で読書から離れてしまう子どもたちが、学校図書館や市民図書館、地域の施設等を活用し、生涯にわたる読書習慣につながるができるように、利用しやすい読書環境づくりや、機会の提供等により、支援していくことが必要です。

※1 おはなし会：図書館等で、子どもに向けて、図書館員やボランティアによって行われる、おはなしや絵本の読み聞かせの会のことです。

2 子ども読書活動推進計画（第4次計画）の位置づけ

（1）計画策定の背景 ～国・県の動向～

国は、2001年（平成13年）12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、毎年4月23日を「子ども読書の日」と定めるなど、子どもが自主的に読書活動を行うことができるようにするための国及び地方公共団体の責務を明らかにしています。そして、2002年（平成14年）には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次）」が策定され、家庭、地域、学校における施策が示されました。その後、5年ごとに改定され、2018年（平成30年）には「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画（第四次）」が策定されています。

2014年（平成26年）には学校図書館法が一部改正され、「専ら学校図書館の職務に従事する職員」として学校司書^{※2}を置くことが努力義務として明記されました。また、2016年（平成28年）に有識者会議によってまとめられた「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」では、学校図書館の運営にかかる基本的な視点や学校司書の資格・養成等のあり方が示されました。その報告を踏まえて文部科学省では「学校図書館ガイドライン」および「学校司書のモデルカリキュラム」が作成されています。

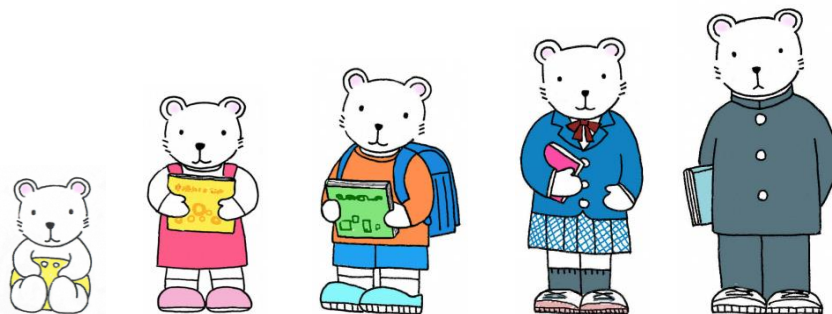
2019年（令和元年）には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行されました。同法では、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等で本を読むことが困難である人を対象として、障がいの有無にかかわらず等しく読書を楽しむことができるよう、国や地方公共団体、そして出版社等の事業者が読書環境の充実を図ることに加え、視覚障がい者等の需要を踏まえて点字図書、拡大図書等のアクセシブルな書籍とともに、デージー図書や音声読み上げ対応の電子書籍・オーディオブック等の「電子的にアクセシブルな図書」を提供することを求めています。

2020年度（令和2年度）には、新しい学習指導要領に基づく授業が小学校・中学校・義務教育学校、高等学校において段階的に開始されています。新しい学習指導要領では、これからの社会を「生きる力」を身に付けるため、「実際の社会や生活で生きて働く知識及び技能」、そして「未知の状況にも対応できる思考力、判断力、表現力など」、さらに「学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性など」をバランスよく育てていくことを目指しています。

※2 学校司書：司書教諭^{※3}とともに、学校図書館に関わる仕事を主に行う事務職員のことです。2015年（平成27年）4月に施行された改正学校図書館法では、学校司書を「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員」と位置づけ、その配置に努めることや資質向上のための措置を講ずることに努めるよう示しています。

※3 司書教諭：学校図書館法に基づき、学校図書館司書教諭講習を受講して「司書教諭」の資格を取得し、学校内の役割として司書教諭となるよう命じられた教諭のことです。学校図書館の専門的職務にあたる役割を担っています。

神奈川県では、2004年（平成16年）1月に「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を、2009年（平成21年）7月に「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定してさまざまな施策に取り組んできました。2014年（平成26年）4月には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）やこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、子どもたちの読書活動をさらに推進し、すべての子どもが本に親しみ、自主的に読書を行えるよう、今後おおむね5年間の施策の具体的な方向を示す「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しました。そして2019年（平成31年）3月には「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定し、子どもたちが本と出会い、本とのつながりを大切にすることで、より豊かに生きる力を身に付けてほしいとの願いをこめて、施策を推進しています。



「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行後の国・県の取組

項目	国の主な動き	神奈川県・藤沢市の主な動き
2001年（平成13年）12月	「子どもの読書活動の推進に関する法律」施行	
2002年（平成14年）8月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）の策定	
2004年（平成16年）1月		「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2005年（平成17年）7月	「文字・活字文化振興法」施行	
2006年（平成18年）12月	改正「教育基本法」施行	
2006年（平成18年）3月		「藤沢市子ども読書活動推進計画」の策定
2007年（平成19年）6月	改正「学校教育法」公布	
2008年（平成20年）3月	「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」「幼稚園教育要領」の改正	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次基本計画）の策定
2008年（平成20年）6月	改正「社会教育法」「図書館法」施行 国民読書年に関する国会決議	
2009年（平成21年）7月		「かながわ読書のススメ～第二次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2011年（平成23年）3月		「ふじさわ子ども読書プラン2015 第2次藤沢市子ども読書活動推進計画」の策定
2012年（平成24年）12月	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正	
2013年（平成25年）5月	「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次基本計画）の策定	
2014年（平成26年）4月		「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2015年（平成27年）4月	改正「学校図書館法」施行	
2016年（平成28年）3月		「ふじさわ子ども読書プラン2020～第3次藤沢市子ども読書活動推進計画～」の策定
2017年（平成29年）3月	学習指導要領の告示（小学校・中学校）	
2017年（平成29年）4月	特別支援学校学習指導要領の告示（小学部・中学部）	
2018年（平成30年）3月	学習指導要領の告示（高等学校）	
2018年（平成30年）4月	「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（第四次）の策定	
2019年（平成31年）3月		「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」の策定
2019年（令和元年）7月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行	

(2) 計画策定の目的

本市では、国・県の計画策定を受けて、2006年（平成18年）3月、に「藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第1次計画」という）を、2011年（平成23年）3月に「ふじさわ子ども読書プラン 2015 第2次藤沢市子ども読書活動推進計画」（以下「第2次計画」という）、2016年（平成28年）3月に「ふじさわ子ども読書プラン 2020～第3次藤沢市子ども読書活動推進計画～」（以下「第3次計画」という）を策定し、子どもの発達段階に応じた課題や、家庭・学校・地域・行政のそれぞれが担うべき役割を考慮しながら、さまざまな取組を進めてきました。

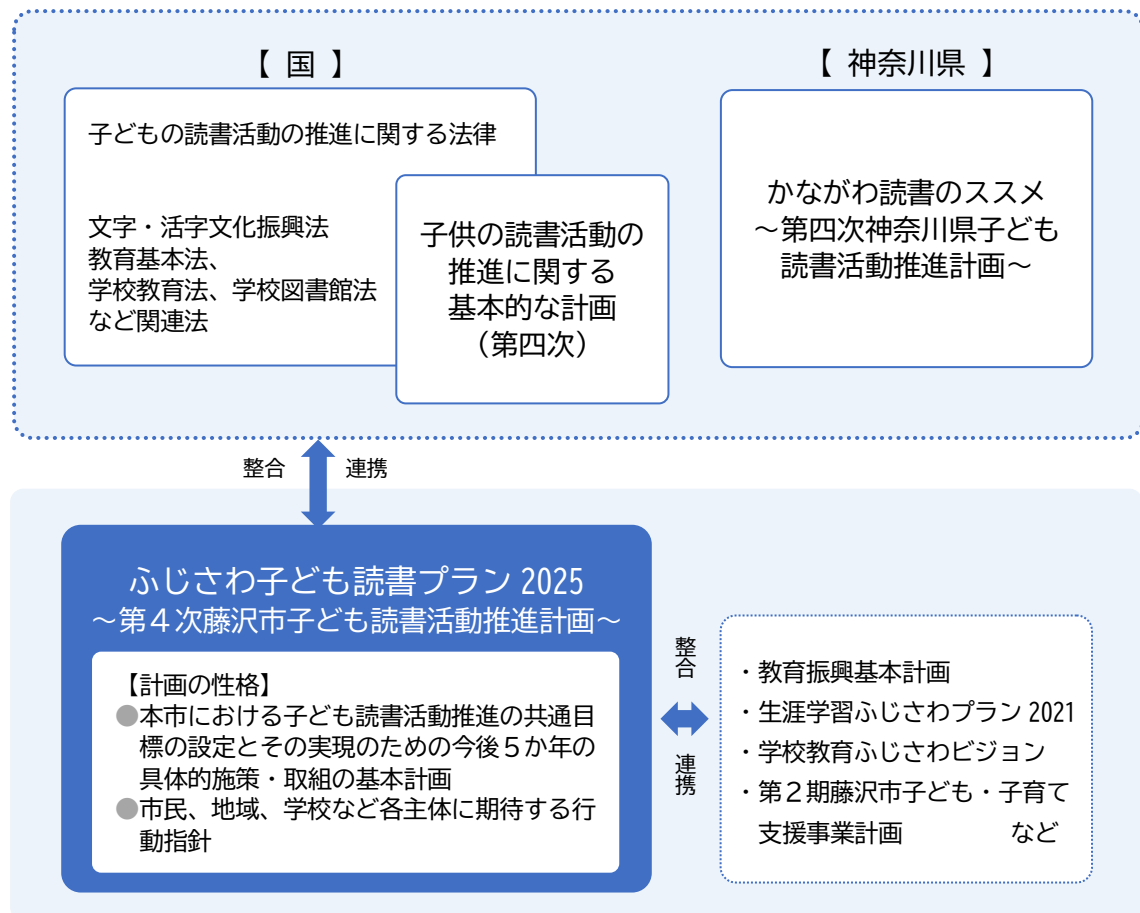
このたび、第3次計画期間の最終年度を迎え、これまでの計画に基づく取組の成果を検証し、すべての子どもが本に出会い、言葉にふれ、本に親しめる環境をより豊かに整えるために、残された課題や変わりゆく社会状況を踏まえて、子どもの読書活動がより一層効果的に展開される状態を目指して、新たな計画「ふじさわ子ども読書プラン 2025～第4次藤沢市子ども読書活動推進計画～」（以下「第4次計画」という）を策定するものです。



(3) 計画の位置づけ

この計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項に定める「市町村子ども読書活動推進計画」として策定する計画です。また、子どもの読書活動の推進に関する本市の「第4次計画」として、市全体が取り組むべき共通の目標を掲げるとともに、その実現に向けた行政推進の基本方針として具体的な施策の方向や取組内容を示すものです。そのため、「藤沢市教育振興基本計画」をはじめ、本市の他の関連する計画との整合性を確保するとともに、施策・事業間の調整・連携を図るものとします。

なお、国の「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（2018年（平成30年）4月策定）や神奈川県「かながわ読書のススメ～第四次神奈川県子ども読書活動推進計画～」（2019年（平成31年）3月策定）との整合にも配慮するとともに、第3次計画期間における取組の成果や課題の検証に基づく計画とします。



(4) 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化等により、計画期間中であっても必要に応じて見直す場合があります。

(5) 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までの子どもとします。

また、保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わるすべての市民や地域、学校、行政、関係機関も対象としています。

